

民事訴訟法 (配点 40 点)

以下の設例を読んで、設問に答えなさい。

【設例】

Xは、Yに対し、甲土地上に設定されたXとYの抵当権の順位を変更する登記の抹消登記請求訴訟を提起した。

Yは、抗弁事実として、XとYが順位変更の合意をした事実を主張し、抵当権順位変更契約書（以下、本件契約書という。）を提出したが、本件契約書のX作成名義部分の成立が争われたため、Xの署名が本人の自署によるものであるかどうかを判断するために必要であるとして、筆跡鑑定を申し出た。しかし、第一審裁判所はこれを採用することなく、X作成名義部分の成立の真正を認定し、抗弁事実を認めてXの請求を棄却した。

第一審で勝訴したYは、第二審では改めて筆跡鑑定の申出をしなかった。Yは、第二審第2回口頭弁論期日において陳述した準備書面によって、裁判所が本件契約書のX作成名義部分の成立に疑問があるとする場合には、第一審において筆跡鑑定の申出をした事情を考慮して積明権の行使に十分配慮されたい旨を求めていた。しかし、第二審裁判所は、筆跡につき特段の証拠調べをすることなく、X作成名義の部分は真正に成立したものとは認められないとして、Yの抗弁を排斥し、第一審判決を取り消してXの請求を認容した。

【設問 1】 (配点 15 点)

積明権の意義、目的について説明しなさい。

【設問 2】 (配点 10 点)

下線部にある積明権の行使とは、どのような積明をいっているのか。

【設問 3】 (配点 15 点)

第二審裁判所に積明義務違反の違法はあるか。